

## 栃木市立真名子小学校いじめ防止基本方針

いじめは重大な人権問題であり、いじめている児童もいじめられている児童も不幸にさせる問題です。

本校では、平成30年3月に改訂された「栃木市いじめ防止基本方針」に則り、以下に示す取組を通していじめの未然防止に力を入れ、万が一いじめが起きてしまった場合にも早期に発見し、いじめられた児童を守っていきます。

### 1 本基本方針におけるいじめの定義

- ・いじめ防止対策推進法第二条の定義に従います。

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・上記の定義に該当する行為を受けていると認知した場合、その行為をいじめととらえ、指導を進めていきます。

### 2 いじめ対策の基本的な考え方

- ・いじめの未然防止に指導の力点を置きます。
- ・いじめられた児童の立場に立ち、いじめられた児童の命や財産を守ることを第一に考えます。

### 3 いじめ対策に対応する組織

- ・校長、教頭、教務主任で組織される「学校経営会議」において、情報収集、対応の基本方針を確認します。保護者や警察を含めた関係機関との連携の窓口は教頭が行います。
- ・「学校経営会議」の結果を受け、校長、教頭、教務主任、児童指導主任、教育相談係、当該担任、SCで組織する「児童指導対策委員会」を開き、いじめの経緯を確認し今後の指導方針を決定します。

### 4 いじめ未然防止の取組

- ・毎年、児童会が「なかよし人権集会」を開き、みんなが仲良く楽しく生活するためにはどうしたらよいか、真名子っ子班ごとに話し合います。
- ・友達を気遣う「ふわふわことば」を使うよう担任が指導します。
- ・友達のよいところやがんばりを「親切の木」に書くよう指導し、常時掲示します。
- ・道徳科において、親切や思いやりの大切さを考えさせ、人権尊重の精神を培います。

### 5 いじめの早期発見と解消の取組

- ・各種アンケート、日々の児童の観察、日常的な教育相談を通して、いじめの兆候がないか見取りを行います。いじめの兆候があった場合、担任は、些細なことでも児童指導主任に報告し、情報収集を図ります。

- ・児童指導主任の情報をもとに、「学校経営会議」にて基本方針を決めます。その際、保護者や関係機関との連携の方向性を定めます。それを受けて「児童指導対策委員会」で学校全体の指導方針を決定します。
- ・「児童指導対策委員会」の決定事項は、朝の打ち合わせや職員会議で児童指導主任が説明し、全教職員の協力の下、実施します。その際、いじめられた児童の命や財産を守ることを第一に考えます。
- ・「3 か月間、いじめ行為がない」かつ「いじめられた児童が苦痛を感じていない」状態が見られるまで、全校で指導を行います。なお、上記の状態が見られた後も、いじめがないか継続して見守っていきます。

## 6 重大事態への対処

- ・いじめ防止対策推進法第二十八条は、重大事態への対処について定めています。

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・重大事態が発生した場合、いじめられた児童の安全を確保し、速やかに栃木市教育委員会に報告します。
- ・指導主事等の市教委職員同席の下「学校経営会議」を開き、重大事態に対処します。
- ・保護者や関係機関との窓口は教頭が行います。

## 7 地域の方や保護者との協力

- ・立哨ボランティアや登下校の見守りをしている地域の方に、いじめについて気になることがないか、随時伺います。
- ・帰宅後の児童の様子などから、児童の変化が見られるときは、すぐに担任にお知らせするよう呼びかけます。
- ・また保護者の皆様には、児童がいじめで困っている様子が見られた場合、担任に知らせるほかに、以下の電話相談があることをお知らせしています。

○いじめ相談さわやかテレホン(児童専用)	028-665-9999
○家庭教育ホットライン(保護者専用)	028-665-7867
○下都賀教育事務所いじめ・不登校等対策チーム	23-3782
○栃木市あったか電話相談	21-2478
○栃木市青少年育成センターいじめ電話相談	24-0667